

## 地方公務員の自律的労使関係に関する会議（第1回）

### 議事概要

#### 1 日時

平成24年9月12日(水) 17:30～19:15

#### 2 場所

総務省省議室

#### 3 出席者（50音順、敬称略）

委員：渡辺章（座長）、下井康史（座長代理）、平勝典、西村美香、長谷川真一  
総務省：川端総務大臣、大島総務副大臣、稲見総務大臣政務官、  
三輪公務員部長、植田公務員課長、堀井給与能率推進室長ほか

#### 4 議事次第

##### （1）開 会

##### （2）議 事

- ①総務大臣挨拶
- ②議事の運営について
- ③地方公務員制度改革の現状について
- ④意見交換
- ⑤今後の検討スケジュールについて

##### （3）閉 会

#### 5 議事の経過

- 冒頭総務大臣からの挨拶の後、渡辺委員が座長に、下井委員が座長代理に選出された。
- 事務局からの地方公務員制度改革の現状についての説明の後、意見交換が行われた。委員の主な意見は以下のとおり。
  - ・協約締結権の付与を必要以上に心配しているのではないか。かつての階級闘争のようであれば不安だろうが、労使関係の現状はどうなのだろうか。
  - ・職員に労働基本権を付与する意義については、これまで憲法上の基本的人権であることや、戦後の民主化の流れのなかで、労働組合の活動を通じて職場の民主化を図るとの主張があった。現代的意義としては、かつては労使の癒着と見られかねないような慣行が存在したが、新しい制度に変更し、労使交渉をルール化することで住民の理解を一層深めること、多くの自治体で財政難に伴う給

与カットが行われているが、今後もこの傾向が続くことが予想される中、一方的な決定ではなく、双方の交渉により決定することで職員の納得感・充実感をより高めること、能力主義を根付かせるためには人事評価の基準等について労使で話し合いを尽くすことが必要といった点が挙げられるのではないかと。

- ・ 今回の議論に当たり、現在の地方公共団体の労使交渉の実態や現在協約締結権まで付与されている公営企業等の労使交渉の実態について、現状を把握できないか。
  - ・ 今般の制度改正は、国際的にも十分説明できるものにする必要があるのではないかと。
  - ・ 改革を行う際には、現場の実態を踏まえ検討すべきであることはもちろんだが、国際的には日本の労使関係は非常に上手くいっているとの評価を受けていると感じている。長期的な視点で見れば、今回の改革により問題が生じるとは考えにくいのではないかと。
  - ・ 現行制度においては、団交応諾拒否の際の救済や書面協定の効力等制度的に必ずしも十分であるとは言えない部分があり、例えば懲戒の基準、職場の安全衛生に関すること、職員の苦情処理等について労使が十分話し合い、決定することができる制度を構築する必要があるのではないかと。
  - ・ 当事者の方々から、給与勧告制度がなくなることの影響をどのように考えるのかまた、国家公務員制度改革関連 4 法案の内容に不安があるのか、それとも一般論として不安なのか等について是非ご意見を伺いたい。
  - ・ 現在国会に提出されている国公四法案を見ても、勤務条件法定主義は厳格に維持されており、議会の関与は引き続き残ることになる。この点は地方公務員制度においても同様であるはずで、使用者側の懸念は、協約締結権の付与に対する抽象的な懸念と言えるのではないかと。
  - ・ これまでの経験から言えば、各団体における中央段階できちんとした交渉のルールが確立されていれば、各出先機関等における交渉も円滑に行われる。このため、交渉のルールを各団体における中央段階でしっかり構築することが大事ではないかと。
  - ・ 消防職員の団結権については、国際的な状況も踏まえ検討すべきではないかと。
- 次回の検討会の開催日時については、早期に日程調整をすることとされた。

以上

文責：総務省自治行政局公務員部公務員課

<速記のため、事後修正の可能性あり>